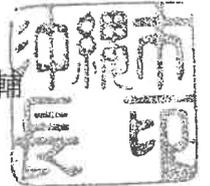


沖縄市告示第 78 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年5月1日

沖縄市長 花城 大



1 都市計画の種類

- (1) 中部広域都市計画道路の変更（3・6・沖5号 桃原1号線）
- (2) 中部広域都市計画道路の変更（3・7・沖5号 桃原2号線）

2 都市計画を変更した土地の区域

- (1) 沖縄市南桃原三丁目、北谷町字吉原
- (2) 沖縄市南桃原四丁目、北谷町字吉原、字桑江、字上勢頭

3 都市計画の縦覧場所

沖縄市役所5階 建設部 都市整備室 都市計画担当  
北谷町役場2階 建設経済部 都市計画課